

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付要綱

	平成18年3月 1日区長決定
改正	平成20年3月18日区長決定
改正	平成21年6月10日区長決定
改正	平成22年3月26日区長決定
改正	平成22年5月12日区長決定
改正	平成23年3月28日区長決定
改正	平成24年3月30日区長決定
改正	平成25年3月29日区長決定
改正	平成26年3月31日区長決定
改正	平成27年3月31日区長決定
改正	平成28年3月23日区長決定
改正	平成29年3月31日区長決定
改正	平成29年9月14日区長決定
改正	平成30年3月23日区長決定
改正	平成31年3月19日区長決定
改正	令和 2年3月12日区長決定
改正	令和 3年3月26日部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に配慮した新エネルギー及び省エネルギー機器等(以下「機器等」という。)の普及啓発を積極的に図り、もって、地球環境の保全及び自然と人間が共生できるまちづくりを推進するため、区内において機器等を導入する者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小規模事業所 事業所、事務所、営業所等(以下「事業所等」という。)のうち、前年度の原油換算エネルギー使用量(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号)第4条第1項の原油換算エネルギー使用量をいう。)が1,500kl未滿のもの(指定地球温暖化対策事業所(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第5条の7第8号に規定する指定地球温暖化対策事業所をいう。)及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事業所、営業所等を除く。)をいう。
- (2) 中小企業等 法人又は個人の事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社に該当しない会社を除く。)

(補助対象機器等及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる機器等及び当該機器等に係る補助金の額は、毎年度の予算の範囲内でそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅に導入する機器等 別表第1のとおり
- (2) 事業所等に導入する機器等 別表第2のとおり

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 次に掲げる場合に応じて当該各号に定める要件

ア 前条第1号の機器等に係る補助金 区内の住宅(賃貸住宅及び使用貸借住宅の場合にあっては、当該住宅の所有者から当該機器等を設置することについて同意を得ているものに限る。)に機器等を購入し、使用しようとする個人又は中小企業等の代表者(機器等が建物の区分所有者全員の共有に属する場合にあっては、当該建物における、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人の代表者)であること。

イ 前条第2号の機器等に係る補助金 申請時点において、区内に所在する中小規模事業所に機器等を購入し、使用しようとする中小企業等(当該中小規模事業所の全部又は一部を賃借権又は使用貸借による権利により使用している場合にあっては、所有者から当該機器等を設置することについて同意を得ているものに限る。)

(2) 未使用の機器等を導入しようとする者であること。

(3) 同一年度内にこの要綱に基づく同じ種類の機器等に対して補助金の交付を受けていないこと。

(4) 次に掲げる場合に応じて当該各号に定める要件

ア 個人の場合 個人にあっては道府県民税及び市町村民税並びに軽自動車税を滞納していないこと。

イ 法人の場合 法人にあっては法人道府県民税及び法人市町村民税を滞納していないこと。

(5) 東京都板橋区暴力団排除条例(平成24年板橋区条例第28号)第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、機器等の設置完了日前(断熱化住宅と既存照明のLED化にあっては工事着手日前)までに、住宅に機器等を導入する場合にあっては、板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付申請書(別記第1号様式甲)に別表第3に掲げる書類を添付して、事業所等に機器等を導入する場合にあっては、板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付申請書(別記第1号様式乙)に別表第4に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 区長は、必要と認める場合は、前項に規定する書類以外の書類を提出させることができる。

3 第1項の申請は、申請者1人につき別表第1及び別表第2に掲げる同じ種類の機器等に対し

て各1回までとする。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、適当でないと認めるときは板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定は、予算の範囲内で行う。

3 区長は、補助金交付申請受領後、必要に応じて現地確認を行うことができる。

(変更及び取下げ)

第7条 前条の規定により補助金の交付通知を受けた者が、申請した内容を変更しようとするときは、板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付変更届(別記第4号様式)を、取下げをしようとするときは、板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付取下げ願(別記第5号様式)を、第10条の設置完了報告を行う前に、区長に提出しなければならない。

(交付決定の変更)

第8条 区長は、前条の変更届又は取下げ願を受けたときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、補助金申請者に対し、板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付変更承認書(別記第6号様式)又は板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付取下げ承認書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(申請期間)

第9条 補助金の交付申請の受付期間は、住宅に機器等を導入する場合にあっては、当該年度の4月1日から3月10日(この日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日)まで、事業所等に機器等を導入する場合にあっては、当該年度の4月1日から1月31日(この日が日曜日等に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日)までとする。

2 補助金の交付申請の受付は先着順に行い、予算の範囲を超えた時点をもって、申請の受付を停止する。

(設置完了報告)

第10条 交付決定を受けた者は、補助金交付決定のあった年度の3月20日(この日が日曜日等に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日)までに、住宅に機器等を導入した場合にあっては、板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金設置完了報告書(別記第8号様式甲)に別表第5に掲げる書類を添付して、事業所等に機器等を導入した場合にあっては、板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金設置完了報告書(別記第8号様式乙)に、別表第6に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- 2 この要綱による補助を受けて機器を設置した事業所等においては、事業所等のエネルギー使用量及びCO₂排出量の削減の効果を検証し、区長へ報告するものとする。
- 3 区長は、必要と認める場合、前項の書類以外の書類を提出させることができる。
- 4 区長は、完了報告書受理後、必要に応じて現地確認を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第11条 区長は、前条の設置完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、設置要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付額確定通知書(別記第9号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により板橋区新エネルギー機器等導入補助金交付額確定通知を受けた者は、板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付請求書(別記第10号様式)を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還等)

第13条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、返還を求めることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(別記第11号様式)により速やかに通知する。既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(管理義務)

第14条 補助金の交付を受けた者は、対象機器等を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査等)

第15条 区長は、補助金に関し必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、又は自ら調査を実施することができる。

(協力)

第16条 区長は、この要綱による補助を受けて機器等を設置した者に対し、必要に応じて機器等に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(事業効果の普及啓発等)

第17条 この要綱による補助を受けて機器等を設置した事業所等においては、区等が開催する省エネ関係セミナーの参加等、CO₂排出量の削減意識の向上に努めるものとする。

2 区は今後の事業所等の有効な地球温暖化対策の普及につなげるため、補助金の交付対象となった事業所等ごとのCO2削減・節電の効果など公表していくものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるものによるほか、資源環境部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 板橋区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱及び板橋区太陽熱温水器設置費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、当該要綱による補助金交付決定者への補助金交付手続の適用については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該要綱による補助金交付決定者への補助金交付手続の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該要綱による補助金交付決定者への補助金交付手続の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該要綱による補助金交付決定者への補助金交付手続の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該要綱による補助金交付決定者への補助金交付手続の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年5月12日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該要綱による補助金交付決定者への補助金交付手続の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該要綱による補助金交付決定者への補助金交付手続の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該要綱による補助金交付決定者への補助金交付手続の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該要綱による補助金交付決定者への補助金交付手続の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該要綱による補助金交付決定者への補助金交付手続の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該要綱による補助金交付決定者への補助金交付手続の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定による補助金交付決定者に対する補助金交付等の手続を行うために必要な限度において、この要綱の規定は、なおその効力を有する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定による補助金交付決定者に対する補助金交付等の手続を行うために必要な限度において、この要綱の規定は、なおその効力を有する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた補助金の交付申請に係る補助金交付決定者への補助金交付手続の適用については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定による補助金交付決定者に対する補助金交付等の手続を行うために必要な限度において、この要綱の規定は、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助対象機器等		補助金額
	種類	
新エネルギー機器等	<p>1 住宅用太陽光発電システム(以下の要件を満たすもの)</p> <p>① 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関等による太陽電池モジュール認証を受けたもの等であること。</p> <p>② 太陽電池の最大出力合計が10kW未満のもの</p> <p>③ 共用部に設置するもの(集合住宅の場合に限る。)</p>	出力1kW当たり 25,000円 (上限100,000円)
	<p>2 住宅用燃料電池システム</p> <p>国が実施する家庭用燃料電池システム導入支援事業における補助対象システムとして一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が指定したものであること。</p>	設置に要する経費の5% (上限50,000円)
省エネルギー機器等	<p>3 住宅用蓄電池システム(以下の要件を満たすもの)</p> <p>① 蓄電池、電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されていること。</p> <p>② 蓄電容量が1kWh(キロワットアワー)以上の定置用リチウムイオン蓄電池であること。</p> <p>③ 住宅の商用電力系統に常時接続した状態で使用するものであること。</p>	定格容量1kWh当たり 10,000円 (上限50,000円)
	<p>4 断熱化住宅(窓・断熱材)</p> <p>【窓】(以下の要件を満たすもの)</p> <p>① 厚さ3mm以上のガラスの内窓の設置</p> <p>② 窓又はガラスの交換(ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下となるもの)</p> <p>①②いずれかで、対象となる1居室全ての面積0.2㎡以上の窓(玄関扉を除く外部との出入に用いる扉の面積が1/2以上がガラスのものは含む)の断熱改修を行うものであること。</p> <p>また、対象となる1居室内にある天窗、間仕切壁の窓、及び①②の要件を満たす断熱化済みの窓は対象外とする。</p> <p>【断熱材】(以下の要件を満たすもの)</p> <p>① 既存の屋上や屋根、天井、外気等に接する壁・床等のいずれか1面以上の断熱改修を行うものであること。</p> <p>② 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が実施する「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」または「次世代省エネ建材支援事業」において、補助対象製品として登録されている断熱材及び断熱パネルであること。</p>	設置に要する経費の25% (上限額 窓のみ 85,000円 断熱材のみ 85,000円 窓+断熱材 120,000円)
	<p>5 既存照明のLED化(以下の要件を満たすもの)</p> <p>① 個人住宅・集合住宅共用部にある蛍光灯等の照明機器のLED化で、既存の設備に比べて省エネルギー効果が高い改修を行うものであること。</p> <p>② 設置工事を伴う器具交換・ランプ交換が対象で、設置工事を伴わない器具交換・ランプ交換は対象外とする。</p> <p>③ 個人住宅においては、現在居住している住宅の既存照明を対象とする。</p>	設置に要する経費の20% (上限額 個人住宅25,000円 集合住宅共用部250,000円)

備考①補助金額は、1,000円未満の端数は切捨てとする。

②「設置に要する経費」とは、機器等本体、部材、架台等の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用とする。

別表第2(第3条関係)

補助対象機器等		補助金額	
	種類	板橋エコアクション等取組事業者	その他事業者
新エネルギー機器等	<p>1 太陽光発電システム</p> <p>事業用途に供する部分において使用する太陽光発電システムであつて、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関等による太陽電池モジュール認証を受けたもの等であること。</p>	<p>設置に要する経費の20% (上限1,000,000円)</p>	<p>設置に要する経費の20% (上限500,000円)</p>
省エネルギー機器等	<p>2 省エネルギー診断の結果に基づき導入する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器等</p> <p>東京都地球温暖化防止活動推進センター、一般財団法人省エネルギーセンター又は区市町村が実施する省エネルギー診断に基づき設置する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器等であること。 (電気、ガス及び灯油の使用量の削減を伴うものに限る。)</p>		

- 備考
- ① 補助金額は、1,000円未満の端数は切捨てとする。
 - ② 「設置に要する経費」とは、機器等本体、部材、架台等の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用とする。
 - ③ 「板橋エコアクション等取組事業者」とは、板橋エコアクション2008認定、ISO14001の認証又はエコアクション21の認証・登録の事業者とする。

別表第3(第5条関係)

住宅に導入する場合

	必要書類	補助事業者／建物 種別				
		個人		中小企業等		管理者又は 管理組合法人
		戸建	集合住宅	戸建	集合住宅	集合住宅
1	・ 個人にあつては、直近の住民税納税証明書及び軽自動車税納税証明書(軽自動車税を課税されている者に限る)。 非課税の場合は、住民税非課税証明書。 ・ 法人にあつては、直近の法人住民税納税証明書。非課税の場合は、滞納していないことを証する書類。	○	○	○	○	—
2	機器等の設置に係る見積書及びその内訳書の写し (補助対象機器等設置経費、製造メーカー名、型式番号等を記載したもの)	○	○	○	○	○
3	補助対象機器等と分かる資料 (機器等の形状、規格、仕様等がわかるパンフレット等)	○	○	○	○	○
4	建物の登記事項証明書(全部事項証明書又は現在事項証明書)等 (既築のみ)	—	○	○	○	—
5	太陽電池モジュール配置図 (太陽光発電システムのみ)	○	○	○	○	○
6	管理規約の写し	—	—	—	—	○
7	機器等の設置に係る決議書又はこれに代わるもの	—	—	—	—	○
8	所有権者同意書 (設置した住宅等が自己所有でない場合)	○	○	○	○	—
9	建物が区分所有の場合、他の所有者が設置を許可することが分かる書類	○	○	—	—	—
10	機器等の既存の状態を示す写真 (断熱化住宅と既存照明のLED化の場合)	○	○	○	○	○
11	施工箇所が分かる図面 (断熱化住宅と既存照明のLED化の場合)	○	○	○	○	○
12	既存の照明のW(ワット)数がわかる書類 (既存照明のLED化のみ)	—	○	—	○	○
13	中小企業等であることを証明する書類 (登記事項証明書等)	—	—	○	○	—

※個人の住宅に係る建物の登記事項証明書については、必要な場合にご提出いただきます。

※公的機関が発行する証明書については、発行後3カ月以内のものとなります。

※上記の書類以外にも、状況に応じて必要な書類をご提出いただきます。

※11の項の図面は、「既存照明のLED化」の場合、集合住宅の共用部に設置する場合は対象ですが、個人住宅に設置する場合であっても提出していただくことがあります。

別表第4(第5条関係)

事業所等に導入する場合

	必要書類	補助事業者
		中小企業等
1	<ul style="list-style-type: none"> 個人にあつては、直近の住民税納税証明書及び軽自動車税納税証明書(軽自動車税を課税されている者に限る)。 非課税の場合は、住民税非課税証明書。 法人にあつては、直近の法人住民税納税証明書。 非課税の場合は、滞納していないことを証する書類。 	○
2	建物の登記事項証明書(全部事項証明書又は現在事項証明書)等	○
3	機器等の設置に係る見積書及びその内訳書の写し (補助対象機器等設置経費、製造メーカー名、型式番号等を記載したもの)	○
4	補助対象機器等と分かる資料 (機器等の形状、規格、仕様等がわかるパンフレット、省エネ診断報告書等の写し等)	○
5	機器等の設置場所等が確認できる図面 (案内図、平面図)	○
6	機器等の既存の状態を示す写真	○
7	中小企業等であることを証明する書類 (登記事項証明書等)	○
8	年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl未満の事業所等であることを証明する書類	○
9	板橋エコアクション2008の認定、ISO14001の認証又はエコアクション21の認証・登録の事業者であることを証明する書類 (板橋エコアクション等取組事業者のみ)	○
10	所有権者同意書 (設置した事業所等が自己所有でない場合)	○

※公的機関が発行する証明書については、発行後3カ月以内のものとしします。

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第5条の7第8号に規定する指定地球温暖化対策事業所及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事業所、営業所等は除きます。

※上記の書類以外にも、状況に応じて必要な書類をご提出いただきます。

別表第5(第10条関係)

住宅に導入した場合

	必要書類	補助事業者／建物 種別				
		個人		中小企業等		管理者又は 管理組合法人
		戸建住宅	集合住宅	戸建住宅	集合住宅	集合住宅
1	住民票等 (機器等の設置又は当該建築物を使用していることが確認できるもの)	○	○	—	—	—
2	建物の登記事項証明書(全部事項証明書又は現在事項証明書)等 (新築のみ)	—	○	○	○	—
3	機器等の設置に係る領収書及びその内訳書の写し (補助対象機器等設置経費がわかるもの)	○	○	○	○	○
4	機器等の設置状態を示す写真 (断熱化住宅と既存照明のLED化の場合は施工中・施工完了後の写真を含む)	○	○	○	○	○

※個人の住宅に係る建物の登記事項証明書については、必要な場合にご提出いただきます。

※公的機関が発行する証明書については、発行後3カ月以内のものとしします。

※上記の書類以外にも、状況に応じて必要な書類をご提出いただきます。

別表第6(第10条関係)

事業所等に導入した場合

	必要書類	補助事業者
		中小企業等
1	機器等の設置に係る領収書及びその内訳書の写し (補助対象機器等設置経費がわかるもの)	○
2	機器等の設置状態を示す写真 (施工中・施工完了後)	○
3	機器等の設置に伴う、事業所等ごとのCO2排出量の削減効果等及び検証資料	○

※公的機関が発行する証明書については、発行後3カ月以内のものとしします。

※上記の書類以外にも、状況に応じて必要な書類をご提出いただきます。

年 月 日

(宛先)

板橋区長

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付申請書

〒

住所

フリガナ

申請者氏名

電話番号

(管理組合、法人等の場合は、その所在地、事業者名等及び代表者氏名)

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 設置する場所(住所及び建物名)

板橋区

2 設置する機器等

機器等の種類 ※該当する機器等に✓印	出力値等	設置に要する経費 (税込み)	交付申請額 ※1,000円未満切捨て
1 太陽光発電システム	太陽電池モジュール の最大出力値 kW		円
2 燃料電池システム		円	円
3 蓄電池システム	蓄電池の容量 kWh		円
4 断熱化住宅		円	円
5 既存照明のLED化		円	円

1枚の申請書で全ての機器等の申請が可能です。
同一年度内での申請は、各種類1回限りとなります。

3 住宅の状況等 (該当する□に✓を記入してください。)

①

自己所有	賃貸 又は 使用貸借
------	------------

②

新築	既築
----	----

③

申請者が居住する戸建住宅	申請者が居住する集合住宅	その他住宅(集合住宅共用部、管理組合等)
--------------	--------------	----------------------

4 工事着手予定日

(断熱化住宅及び既存照明のLED化のみ記入)

年 月 日

5 設置完了予定日

年 月 日

※ 申請書は2ページあります。ご注意ください。

※ 申請者印はスタンプ印不可です。

※ 申請者氏名は、住民票と同じ表記でご記入ください。

別記第1号様式甲(第5条関係)

6 添付書類

- (1) 個人の場合は、直近の住民税納税証明書(課税されている方は軽自動車税納税証明書も)。非課税の方は、非課税証明書。(7の「区税納付状況調査に関する同意」に同意いただいた方は、これらの証明書は原則として不要です。) 法人の場合は、直近の法人住民税納税証明書。非課税の場合は滞納がないことを証する書類。
- (2) 機器等の設置に係る見積書及びその内訳書の写し (補助対象機器等設置経費、製造メーカー名、型式番号等を記載したもの)
- (3) 補助対象機器等と分かる資料 (機器等の形状、規格、仕様等がわかるパンフレット等)
- (4) 建物の登記事項証明書 (全部事項証明又は現在事項証明書) 等 (集合住宅 (個人所有)、中小企業等所有の既築物件のみ)
- (5) 太陽電池モジュール配置図 (太陽光発電システムのみ)
- (6) 管理規約の写し (管理組合の場合)
- (7) 対象機器等の設置に係る決議書又はこれに代わるもの (管理組合の場合)
- (8) 賃貸住宅及び使用貸借住宅の場合は、住宅の所有者からの機器等を設置することについての同意書
- (9) 建物が区分所有の場合、他の所有者が設置を許可することが分かる書類
- (10) 対象機器等の既存の状態を示す写真 (断熱化住宅及び既存照明のLED化のみ)
- (11) 施工箇所が分かる図面 (断熱化住宅及び既存照明のLED化のみ)
- (12) 既存の照明のW (ワット) 数がわかる書類 (既存照明のLED化のみ)
- (13) 中小企業等であることを証明する書類 (登記事項証明書等)
- (14) その他区長が必要と認めるもの

7 区税納付状況調査に関する同意

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

- ① 同意する場合は、下記の□に✓を記入のうえ、申請者の方の生年月日をご記入ください。

同意する	<input type="checkbox"/>	生年月日	_____	年	_____	月	_____	日	_____
------	--------------------------	------	-------	---	-------	---	-------	---	-------

- ② 同意しない場合又は他自治体において課税されている場合は、下記の□に✓を記入してください。

同意しない	<input type="checkbox"/>	他自治体において課税されている	<input type="checkbox"/>
-------	--------------------------	-----------------	--------------------------

追加添付資料・・・直近の住民税 (課税されている方は軽自動車税も) の納税証明書。非課税の場合は非課税証明書。

※ 下記の□に✓を記入してください。

<input type="checkbox"/>	軽自動車税課税あり	<input type="checkbox"/>	軽自動車税課税なし
--------------------------	-----------	--------------------------	-----------

年 月 日

(宛先)

板橋区長

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付申請書

〒

住所

申請者 事業者名称

フリガナ

氏名

電話番号

(中小企業等の場合は、その所在地、事業者名等及び代表者氏名)

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 設置する場所

板橋区

2 設置する機器等

板橋エコアクション等取組事業者

その他事業者

(該当の□に✓印)

機器等の種類 ※該当する機器等に✓印	太陽電池モジュールの最大出力値	設置に要する経費 (税込み)		交付申請額 ※1,000円未満切捨て
1 太陽光発電システム	kw	円	円	円
2 省エネルギー診断の結果に基づき導入する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器等		円	円	円

→ 1枚の申請書で全ての機器等の申請が可能です。
同一年度内での申請は、各種類1回限りとなります。

3 建物の状況

(該当の□に✓印)

<input type="checkbox"/> 自己所有	<input type="checkbox"/> 賃貸 又は 使用貸借
-------------------------------	-------------------------------------

4 設置完了予定日

年 月 日

- ※ 申請書は2ページあります。ご注意ください。
- ※ 申請者印はスタンプ印不可です。
- ※ 申請者氏名は、住民票と同じ表記でご記入ください。

別記第1号様式乙(第5条関係)

5 添付書類

- (1) 個人の場合は、直近の住民税納税証明書(課税されている方は軽自動車税納税証明書も)。非課税の方は、非課税証明書。(6の「区税納付状況調査に関する同意」に同意いただいた方は、これらの証明書は原則として不要です。) 法人の場合は、直近の法人住民税納税証明書。非課税の場合は滞納がないことを証する書類。
- (2) 建物の登記事項証明書(全部事項証明又は現在事項証明書)等
- (3) 機器等の設置に係る見積書及びその内訳書の写し
(補助対象機器等設置経費、製造メーカー名、型式番号等を記載したもの)
- (4) 補助対象機器等と分かる資料(機器等の形状、規格、仕様等がわかるパンフレット、省エネ診断報告書等の写し等)
- (5) 機器等の設置場所等が確認できる図面(案内図、平面図)
- (6) 機器等の既存の状態を示す写真
- (7) 中小企業等であることを証明する書類(登記事項証明書等)
- (8) 年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ未満の事業所等であることを証明する書類
- (9) 板橋エコアクション2008の認定、ISO14001の認証又はエコアクション21の認証・登録の事業者であることを証明する書類(板橋エコアクション等取組事業者のみ)
- (10) 太陽電池モジュール配置図及び単線結線図(太陽光発電システムのみ)
- (11) 設置する建物が、賃貸及び使用貸借の場合は、建物の所有者からの補助対象機器等を設置することについての同意書
- (12) その他区長が必要と認めるもの

6 区税納付状況調査に関する同意

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

① 同意する場合は、下記の□に✓を記入のうえ、申請者の方の生年月日をご記入ください。

同意する 生年月日 年 月 日

② 同意しない場合又は他自治体において課税されている場合は、下記の□に✓を記入してください。

同意しない 他自治体において課税されている

追加添付資料・・・直近の住民税(課税されている方は軽自動車税も)の納税証明書。非課税の場合は非課税証明書。

※ 下記の□に✓を記入してください。

<input type="checkbox"/>	軽自動車税課税あり	<input type="checkbox"/>	軽自動車税課税なし
--------------------------	-----------	--------------------------	-----------

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付けで交付申請のあった板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付予定金額

金 円

2 補助金を交付する機器等

(内 訳) (円)
(円)
(円)
(円)

3 前項の交付予定金額は、申請書に基づく審査による金額です。実際の補助金額は、事業完了後に設置完了報告書(第8号様式甲又は第8号様式乙)の提出を受けてから確定します。

4 交付の条件

補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止・廃止しようとするときは、変更届(第4号様式)又は取下げ願(第5号様式)を提出してください。

5 事業完了後は、必要な書類を添付の上、速やかに設置完了報告書を提出してください。

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入
補助金不交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付けで交付申請のあった板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等
導入補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

- 1 補助金を交付しない機器等
- 2 補助金を交付しない理由

(宛 先)

板 橋 区 長

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付変更届

〒

住 所

氏 名

電話番号

(中小企業等の場合は、その所在地、事業者名等及び代表者氏名)

年 月 日付で交付申請した、板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金について、下記のとおり変更を行うため、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容 (変更前)

(変更後)

2 変更の理由

3 添付書類

年 月 日

(宛 先)

板 橋 区 長

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付取下げ願

〒

住 所

氏 名

電話番号

(中小企業等の場合は、その所在地、事業者名等及び代表者氏名)

年 月 日付けで交付決定した、板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金について、下記のとおり取り下げ願います。

記

1 取下げ内容

2 取下げ理由

3 添付書類

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入
補助金交付変更承認書

様

板橋区長

年 月 日付けで交付変更届のあった板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等
導入補助金については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 変更内容

2 変更承認理由

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入
補助金交付取下げ承認書

様

板橋区長

年 月 日付で交付取下げ願のあった板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等
導入補助金については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 補助金を取り下げた機器等

年 月 日

(宛 先)

板 橋 区 長

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金設置完了報告書

〒

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 板資 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 設置完了日 年 月 日

2 設置した場所 板橋区

3 設置を完了した機器等 (住宅用)

機器等の種類 ※該当する機器等に✓印	出力等	設置に要した経費 (税込み)
1 太陽光発電システム	太陽電池モジュール の最大出力値 kW	
2 燃料電池システム		円
3 蓄電池システム	蓄電池の容量 kWh	
4 断熱化住宅		円
5 既存照明のLED化		円

4 添付書類

- (1) 住民票等 (機器等の設置又は当該建築物を使用していることが確認できるもの)
- (2) 機器等の設置に係る領収書及びその内訳書の写し
- (3) 機器等の設置状態を示す写真
- (4) その他

年 月 日

(宛先)

板橋区長

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金設置完了報告書

〒

住所

氏名

電話番号

(中小企業等の場合は、その所在地、事業者名等及び代表者氏名)

年 月 日付け 板資 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 設置完了日 年 月 日

2 設置した場所 板橋区

2 設置を完了した機器等 板橋エコアクション等取組事業者 その他事業者該当の

機器等の種類 ※該当する機器等に✓印	太陽電池モジュールの最大出力値	設置に要した経費(税込み)
1 太陽光発電システム		円
2 省エネルギー診断の結果に基づき導入する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器等		円

3 添付書類

- (1) 機器等の設置に係る領収書及びその内訳書の写し
- (2) 機器等の設置状態を示す写真(施工中、施工完了後)
- (3) その他

板資 第 号の
年 月 日

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入
補助金交付額確定通知書

様

板橋区長

年 月 日付け 板資 第 号で交付決定した板橋区新エネルギー及び
省エネルギー機器等導入補助金について、下記のとおり確定します。

記

1 確定金額

金 円

(内訳) (円)
(円)
(円)
(円)

年 月 日

(宛 先)
板 橋 区 長

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付請求書

〒
住 所

氏 名

電話番号

(中小企業等の場合は、その所在地、事業者名等及び代表者氏名)

年 月 日付け 板資 第 号の により補助金交付額確定通知を受けた
ので、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 円

板 資 第 号
年 月 日

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入
補助金交付取消通知書

様

板橋区長

年 月 日付け 板資 第 号で交付決定した板橋区新エネルギー
及び省エネルギー機器等導入補助金について、下記のとおり取り消しましたので、通知します。

記

- 1 補助金を取り消した機器 ()
- 2 交付取消し金額 金 円
- 3 取消し理由